



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

中国における営業秘密保護 について

2024年4月

天達共和律師事務所 管氷



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

中国における営業秘密保護について



目次

EAST & CONCORD PARTNERS

- 1、営業秘密に関する紛争事件の司法裁判の現状
- 2、営業秘密の概要
- 3、営業秘密紛争の最新判例
- 4、営業秘密保持体系の構築



中国における営業秘密保護について



司法裁判の現状

EAST & CONCORD PARTNERS



北京・上海・深セン・武漢・杭州・成都・南京・西安・広州
Beijing · Shanghai · Shenzhen · Wuhan · Hangzhou · Chengdu · Nanjing · Xian · Guangzhou

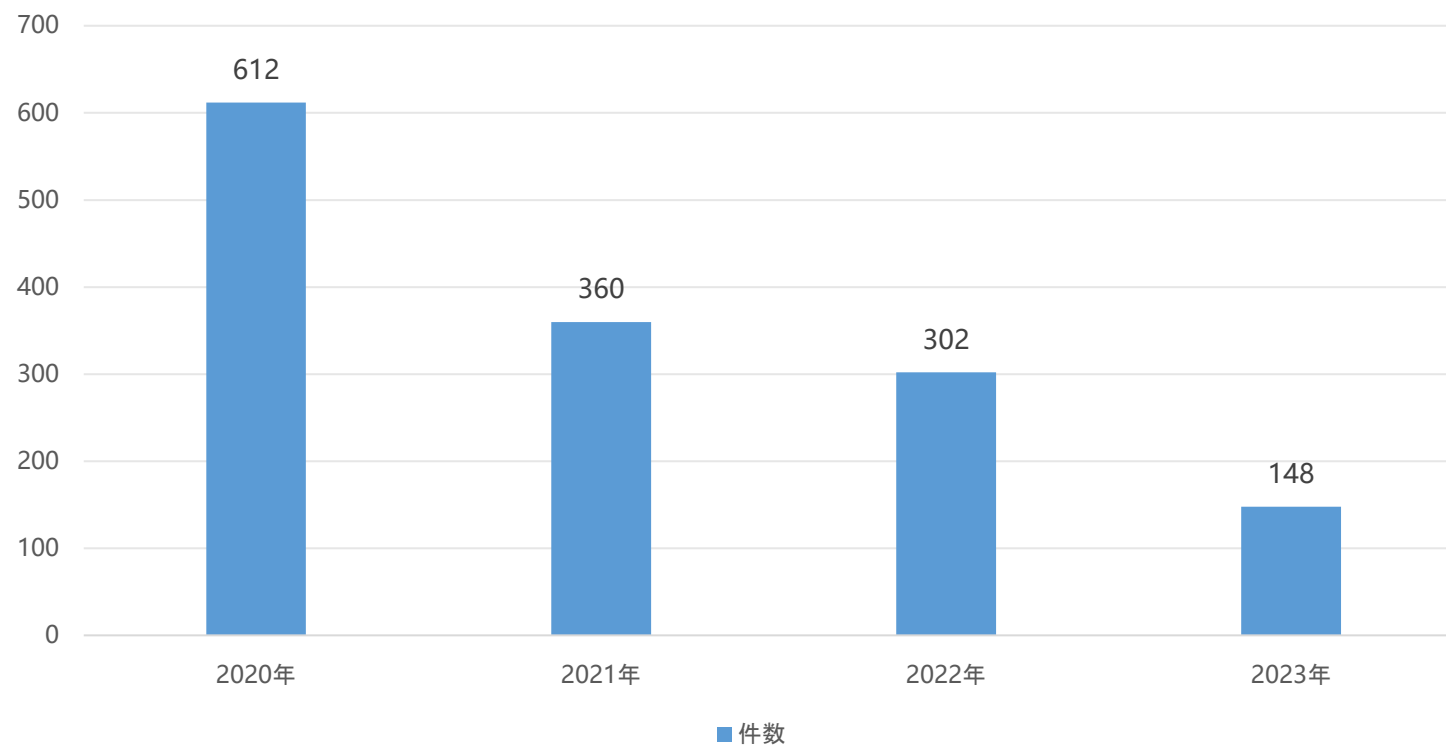


中国における営業秘密保護について



2020年～2023年営業秘密紛争民事事件の裁判文書の統計

2020～2023年営業秘密紛争事件の件数



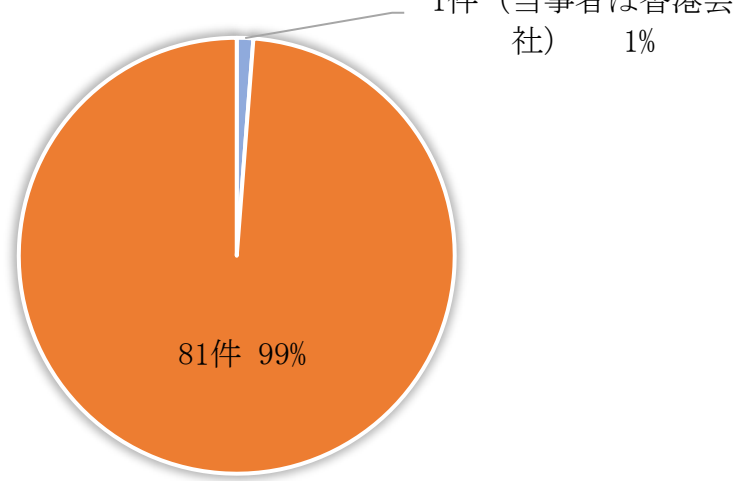
データベース：威科先行
終審年度：2020-2023年



2023年営業秘密紛争民事事件の裁判文書の分析

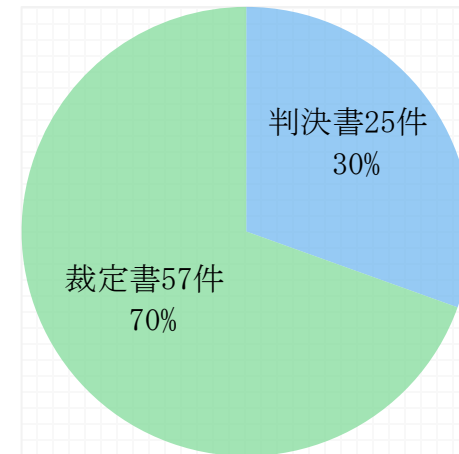
2023年の148件民事事件において、裁判文書に事件内容が記載されたのは計82件。

渉外事件の比率



■ 渉外事件 ■ 非渉外事件

文書の類型



データベース：威科先行
終審年度：2020-2023年

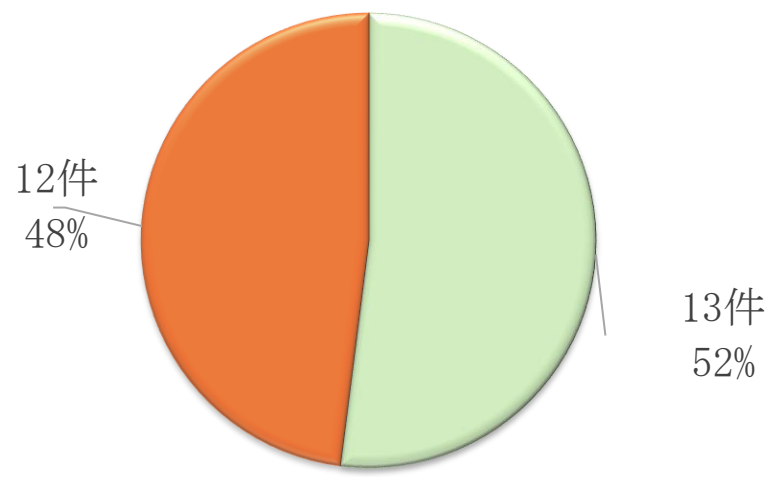


中国における営業秘密保護について



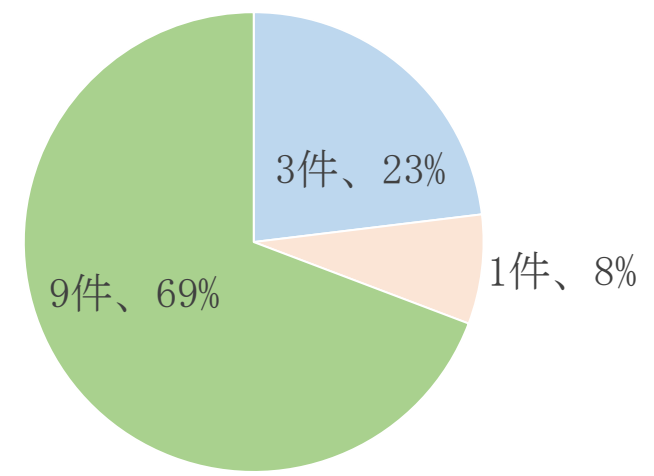
2023年営業秘密紛争民事事件の裁判文書の分析

審理結果



■原告が勝訴 ■原告が敗訴

勝訴事件の中、原告の請求金額が裁判所に支持される状況



■100%支持 ■50%以上支持 ■50%以下支持

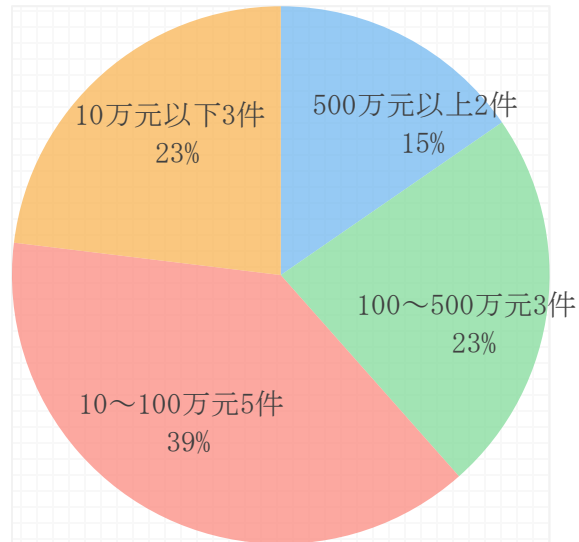


中国における営業秘密保護について



2023年営業秘密紛争民事事件の裁判文書の分析

賠償金額



事件の紛争対象

| 紛争対象 | 件数 |
|------------|----|
| 経営秘密 | 13 |
| 技術秘密 | 9 |
| 営業秘密及び技術秘密 | 3 |



中国における営業秘密保護について



営業秘密の概要

EAST & CONCORD PARTNERS



北京・上海・深圳・武汉・杭州・成都・南京・西安・広州
Beijing · Shanghai · Shenzhen · Wuhan · Hangzhou · Chengdu · Nanjing · Xian · Guangzhou



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

中国における営業秘密保護について



営業秘密の概要

EAST & CONCORD PARTNERS

「営業秘密」の定義

「中華人民共和国不正競争防止法」第9条4項

本法において営業秘密とは公衆に知られていない、商業的価値を有しかつ権利者が関連の秘密保守措置を取った技術情報及び経営情報などの商業情報をいう。



「技術情報と経営情報」の範囲

「最高人民法院による営業秘密侵害民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」第3条

技術情報

技術と関係のある構造、原料、成分、配合処方、材料、サンプル、スタイル、植物新種類繁殖材料、製法、方法又はその手順、アルゴリズム、データ、コンピュータープログラム及びそれらの関係文書などの情報が含まれる。

経営情報

経営活動と関係のあるアイデア、管理、販売、財務、計画、サンプル、入札資料、顧客情報、データなどの情報が含まれる。

顧客情報には、顧客の名称、住所、連絡先及び取引の慣行、意向、内容等の情報が含まれる。



「営業秘密」の3つの要件



周知されない（非公知性）



商業的価値（価値性）



秘密保持措置（秘密性）

中国における営業秘密保護について



「公衆に知られていない」の定義

「最高人民法院による営業秘密侵害民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」第3条

権利者が保護を求める情報が提訴された権利侵害行為の発生時に所属分野の関係者に一般に知られず、かつ容易に入手できないものであれば、人民法院は不正競争防止法第9条4項にいう公衆に知られていないと認定しなければならない。

非公知性を判断
する際の留意点

● 権利侵害行為が発生した時点で判断する。

● 「公衆」には、一般大衆と関連業者が含まれている、かつ人数を制限しない。

● 非公知であっても、容易に獲得できれば、「公知」として取り扱う。



「公衆に知られていない」の定義

「最高人民法院による営業秘密侵害民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」第4条1項

周知の認定

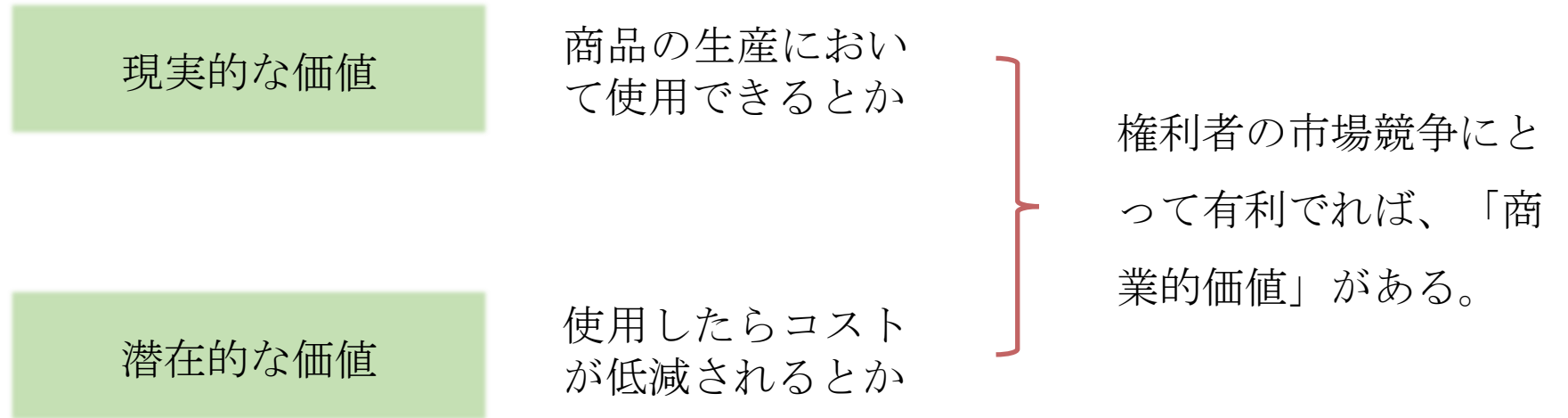
- 当分野において一般常識又は業界慣行に属する。
- 製品の寸法、構造、材料、部品の簡単な組合せ等の内容のみに係り、当業者が市販されている製品を観察することで直接獲得できる。
- 公開された出版物又はその他のメディアで公然開示されている。
- 公開された報告会、展覧等の方法により公表された。
- 当業者が他の公開ルートで当該情報を獲得できる。

* 公知である情報について整理、改善又は加工を行った後に形成される新情報は、その属する分野の関係者によって広く知られているもの及び容易に得られるものではなく、営業秘密になりうる。



「商業的価値」の意味

明確な定義はないが、現実的又は潜在的な価値があれば、商業的価値を有すると認定できる。





「秘密保守措置」とは

「最高人民法院による営業秘密侵害民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」第6条

「秘密保守措置」の認定

- 秘密保持合意書の締結、秘密保持義務に関する取り決め。
- 定款、規則制度、書面告知等の方式により、営業秘密に接し、営業秘密を獲得できる者に対して秘密保持の要請。
- 秘密に係る場所について訪問者の制限、又は区分管理。
- 表示、区分、隔離、暗号化、密封保存、人員範囲の制限等の方式で、営業秘密及びその媒体を区分・管理。
- 営業秘密に接し、営業秘密を獲得できるコンピューター設備等について使用、アクセス、保存、複製の禁止又は制限。
- 退職する社員に対し、営業秘密及びその媒体を登記、返却、消去、廃棄し、引き続き秘密保持義務を履行するよう要請。



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

中国における営業秘密保護について



営業秘密の概要

EAST & CONCORD PARTNERS

営業秘密を侵害する行為

「不正競争防止法」第9条1項 事業者は、次の各号に掲げる営業秘密に係る侵害行為を実施してはならない。

(一)

窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子的手段による侵入又はその他の不正手段をもって権利者の営業秘密を獲得すること。

1

(二)

前号に定める手段を用いて獲得した権利者の営業秘密を開示、使用し又は他人に使用を許諾すること。

2



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

中国における営業秘密保護について



営業秘密の概要

EAST & CONCORD PARTNERS

営業秘密を侵害する行為

「不正競争防止法」第9条1項 事業者は、次の各号に掲げる営業秘密に係る侵害行為を実施してはならない。

(三)

秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求事項に違反して保有している営業秘密を開示、使用し、或いは他人に使用を許諾すること。

3

(四)

秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求事項に違反するよう他人を教唆、誘惑、幫助して権利者の営業秘密を獲得、開示、使用し又は他人に使用を許諾すること。

4



営業秘密を侵害する行為

「不正競争防止法」第9条3項

第三者は、営業秘密の権利者の従業員、元従業員又はその他組織、個人が第1項に掲げた違法行為を実施したことを知りながら又は知りうるにもかかわらず、当該営業秘密を獲得、開示、使用し、又は他人に使用を許諾した場合、営業秘密を侵害する行為とみなされる。

例えば：B社がA社の社員Xが違法行為を実施したと知りながらも、A社の営業秘密を獲得した。





中国における営業秘密保護について



営業秘密紛争の最新判例

EAST & CONCORD PARTNERS



北京・上海・深セン・武漢・杭州・成都・南京・西安・広州
Beijing · Shanghai · Shenzhen · Wuhan · Hangzhou · Chengdu · Nanjing · Xian · Guangzhou



天達共和律師事務所
East & Concord Partners



ポイント1：秘密点は何か？

事例1

上訴人（一審原告）：香港某開発公司

被上訴人1（一審被告）：魏某

被上訴人2（一審被告）：胡某

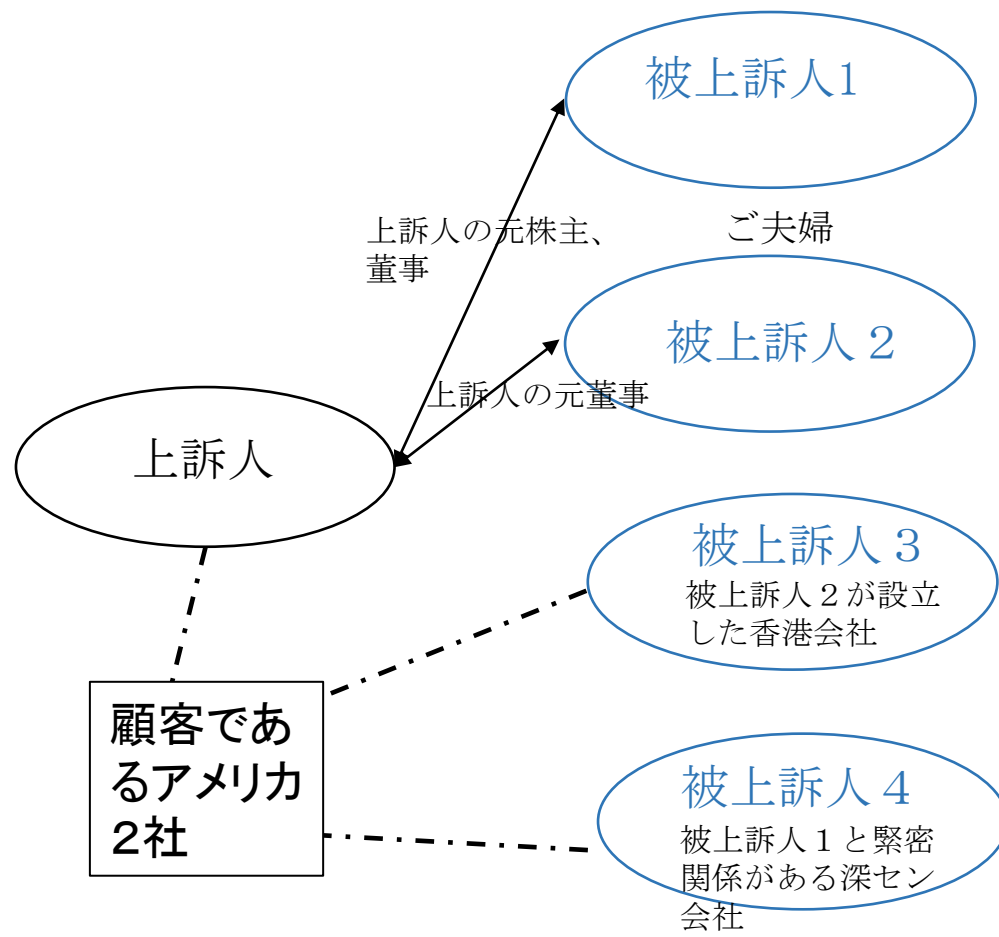
被上訴人3（一審被告）：香港某科技開發公司

被上訴人4（一審被告）：深セン某科技開發公司

判決書文号：（2021）最高法知民終312号

裁判所：最高人民法院

事件経緯



中国における営業秘密保護について



■ポイント1：秘密点は何か？

事例1

原告の主張：技術秘密と経営秘密

技術秘密について

米国の某甲社が原告に与えたテスト要求に基づいて形成されたテスト技術」、「当該技術が顧客に提供したテスト設備やテストシステムに搭載されている」

一審裁判所の認定：原告が、技術秘密と呼ばれている担体「ウッドペッカーボード空板」や回路図に存在する技術秘密の具体的な内容を明らかにすることはできず、また、上記の証拠材料に米国の某甲社の著作権表示や著作権声明が表示されている。また、原告が関連技術の研究開発に投資し、創造的な労働をして権利を享有していることを証明することはできない。原告が保護を求めている技術情報がどんな技術であるかを確定できず、その情報が営業秘密の構成要件に合致しているのかを確定することができない。



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

中国における営業秘密保護について



営業秘密紛争の最新判例

EAST & CONCORD PARTNERS

■ポイント1：秘密点は何か？

事例1

二審裁判所の認定：二審では、上訴人が深セン某会社のN90S4治具、N81A治具、

JXGrapetestfixture、N41SbPressureFixture構造図面などの技術文書を技術秘密の担体として追加提出した。審査を経て、これらの文書はいずれも深セン某会社の権利声明を明確的に表示し、上訴人も深セン某会社が両社の注文製品の研究開発、生産、加工、製作を担当していることを認め、上訴人は生産、製造能力がなく、生産、製造段階に関与していない。前記技術情報が技術秘密を構成しているとしても、既存の証拠は上訴人が前記技術情報について権利を享有していることを証明するのに十分ではない。



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

中国における営業秘密保護について



営業秘密紛争の最新判例

EAST & CONCORD PARTNERS

■ポイント1：秘密点は何か？

事例1

原告の主張：技術秘密と経営秘密

経営秘密について

「顧客名簿、プロジェクト情報、プロジェクトの予測と計画、プロジェクトとサプライヤーの連絡資料、原告がこれらの業務活動を展開する中で知った上流及び下流の顧客の製品名とマーケティング計画」

一審で、原告が提出した証拠：

- ① 顧客54社の英語名が記載されている顧客リスト
- ② 中国語と英語の発注書、発票
- ③ 顧客3社の購買部、工事部の人員に関する情報を記載したリスト表（原告が自ら作成したもの）



天達共和律師事務所
East & Concord Partners



■ポイント1：秘密点は何か？

事例1

一審裁判所の認定：原告が54社の社名が記載されているリストを提出したが、その顧客名簿を形成する具体的な情報源の証拠が欠けている。また、原告がみずらか作成した顧客3社の情報を記載されているリストについて、その出所及び内容の真実性を裏付ける証拠がない。また、関連する中英文の注文書や発票の大部分には原本や翻訳文、取引相手の署名がないため、これらの証拠の真実性を確認することが難しい。さらに、仮に原告が前述の54社の顧客と取引があったとしても、全ての顧客名簿が不正競争防止法で保護されるべき営業秘密にあたるわけではない。ただ単に周知の企業名を並べたり、社会で既に存在する通信アドレスやメーカー名簿を単純にコピーしたり、または関連する主体と取引契約を結び注文書を作成しただけで、特定の顧客の名簿を一定の努力をもって得たわけではないため、繰り返し安定した取引を通じて整理された深層情報にはあたらず、営業秘密としての顧客名簿を構成することはできない。



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

中国における営業秘密保護について



営業秘密紛争の最新判例

EAST & CONCORD PARTNERS

■ポイント1：秘密点は何か？

事例1

二審裁判所の認定：上訴人が「顧客記録」という証拠を追加提出した。

上訴人が提出した54社の英文名が記載された顧客名簿、中英文の注文書、請求書、「顧客記録」などの証拠には、アメリカのある甲会社や乙会社を含む8社の会社がニーズとする製品タイプ、カテゴリ、見積もり原則、配送規則、請求時間、支払時間などの情報が詳細に記載されている。上記の内容は、上訴人が顧客との取引や往来の過程で形成された、製品の品種、規格、数量などを反映し、顧客の取引習慣や意向の深層情報を示しており、公開チャネルからは得られない情報である。これは商業秘密の「秘密性」「価値性」の要件を満たし、営業秘密としての顧客名簿を構成している。



ポイント1：秘密点は何か？

事例2

原告：広州市尚紛麗服飾有限公司

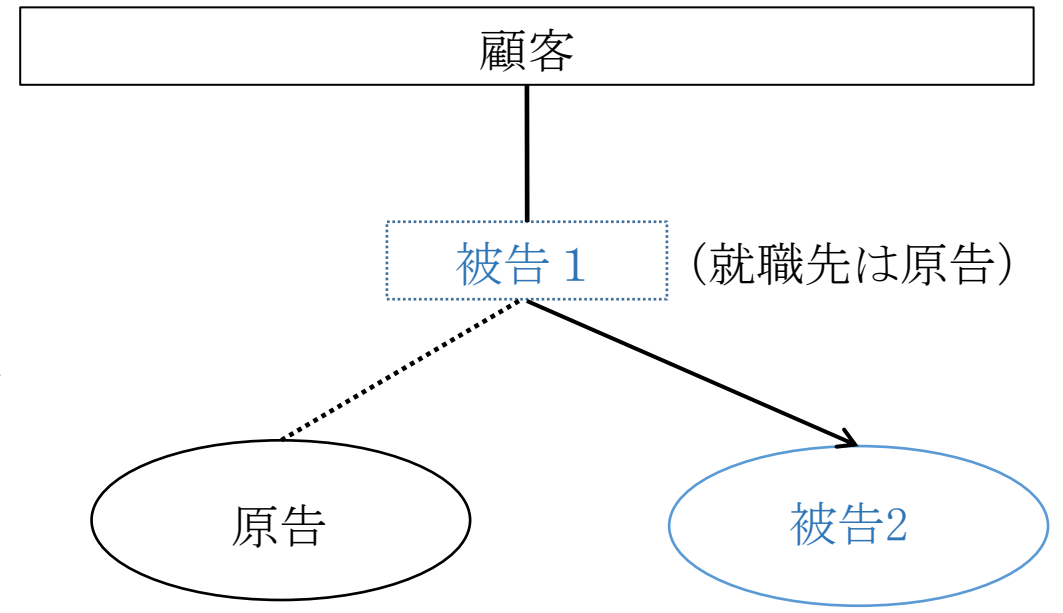
被告1：羅満

被告2：広州市伊藍服飾有限公司

判決書文号：(2023)粵0111民初10544号

裁判所：広東省広州市白雲区人民法院

事件経緯



原告はかつて顧客と一回の取引をした

中国における営業秘密保護について



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

中国における営業秘密保護について



営業秘密紛争の最新判例

EAST & CONCORD PARTNERS

■ポイント1：秘密点は何か？

事例2

原告の主張：営業秘密は、経営情報であり、具体的には上海諾基亞貝爾股份有限公司、諾基亞通信系統技術（北京）有限公司（以下は「顧客」）との取引情報である。

原告の証拠： ① 被告1が原告のタオバオのアカウントを使って顧客と通信した記録
② 原告と顧客の取引記録
③ 被告1が顧客を原告から被告2に案内し、注文をさせたことを証明する
ウィーチャット通信記録。



■ポイント1：秘密点は何か？

事例2

裁判所の認定：原告が主張する顧客情報が営業秘密に該当しない理由は以下の通りです。

まず、顧客の名称、住所、連絡先は公開情報に属し、秘密性の特性に合致しない。次に、取引の需要と意向は顧客の商品に対する需要の意志を反映しており、商品供給が多様化している社会であるため、複数の選択肢を比較することは一般的な事実である。また、原告自身もその顧客との取引は一度きりであり、安定した取引関係にあるとは言えず、せいぜい取引があった程度で、その情報に価値性の特徴はない。総合すると、原告が主張する経営情報は営業秘密の法的特性に合致しないため、原告の主張する被告による営業秘密侵害について、本院は支持しない。



ポイント1：秘密点は何か？

事例3

上訴人（原告1）：陸某

上訴人（原告2）：邯鄲市某甲会社

被上訴人（被告1）：邯鄲市某乙会社

被上訴人（被告2）：李某乙

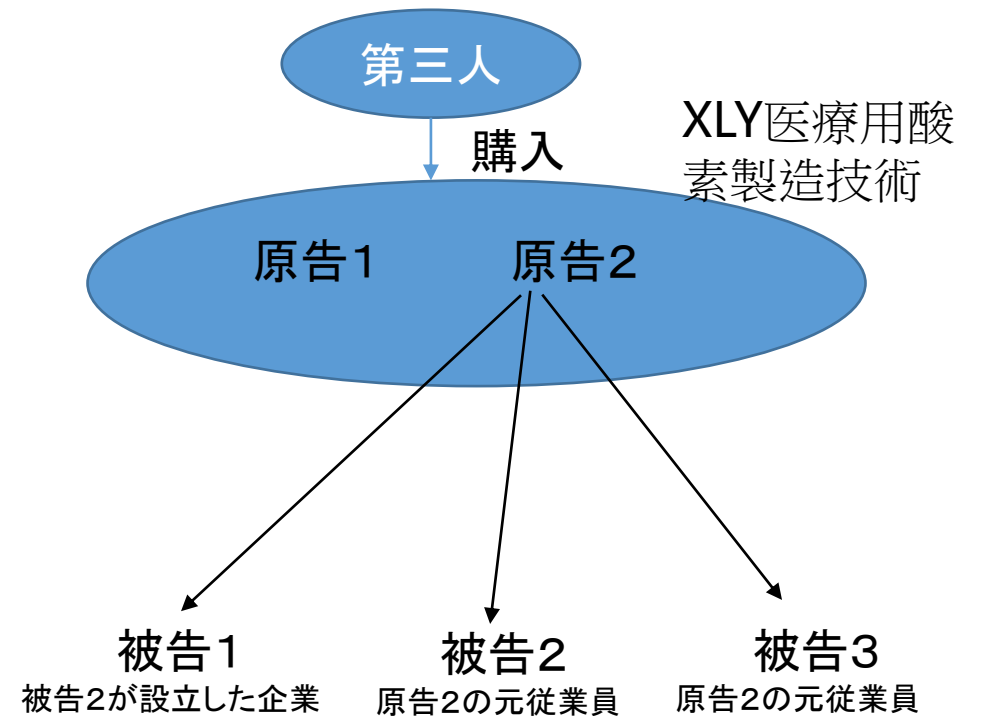
被上訴人（被告3）：李某丙

第三人：邯鄲市某丙会社

判決書文号：(2023)最高法知民終120号

裁判所：最高人民法院

事件経緯





天達共和律師事務所
East & Concord Partners

中国における営業秘密保護について



営業秘密紛争の最新判例

EAST & CONCORD PARTNERS

ポイント 1：秘密点は何か？

事例 3

秘密点：

- 吸着塔構造
- ラジアル空気入口乱流対称円錐形空気流上下分配器
- 全自動吸着酸素生成サイクル制御システム

原告の証拠：①上記技術情報を記載する技術資料
②三つの鑑定機関が発行した鑑定書

裁判所認定：この事件で、原告は、「XLY医療酸素技術」についての秘密点は「吸着塔構造」、「ラジアル空気入口乱流対称円錐形空気流上下分配器」、「全自動吸着酸素生成サイクル制御システム」であると主張している。上記技術情報の内容は明確かつ具体的である。これを踏まえ、本件技術情報が営業秘密の三つの要件を満たしているか否かをさらに分析する必要がある。



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

中国における営業秘密保護について



営業秘密紛争の最新判例

EAST & CONCORD PARTNERS

■ポイント1：秘密点は何か？

【コメント】

司法実践によく見られる秘密点は次のとおりである。

営業秘密

- 経営情報における取引習慣、顧客の独特な需要、価格など

技術秘密

- 製品や部品の寸法、形状、位置などのパラメータの許容変動範囲、粗さ、図面描画寸法スケール、技術要求など
- 製品の配合中の原料、成分の割合など
- プロセス中の材料配合比、数値、プロセス、ステップなど



ポイント2：相応な秘密保持措置とは何か？

事例4

原告：四川金象賽瑞化工股份有限公司

被告1：山東華魯恒昇化工股份有限公司

被告2：寧波厚承管理諮詢有限公司

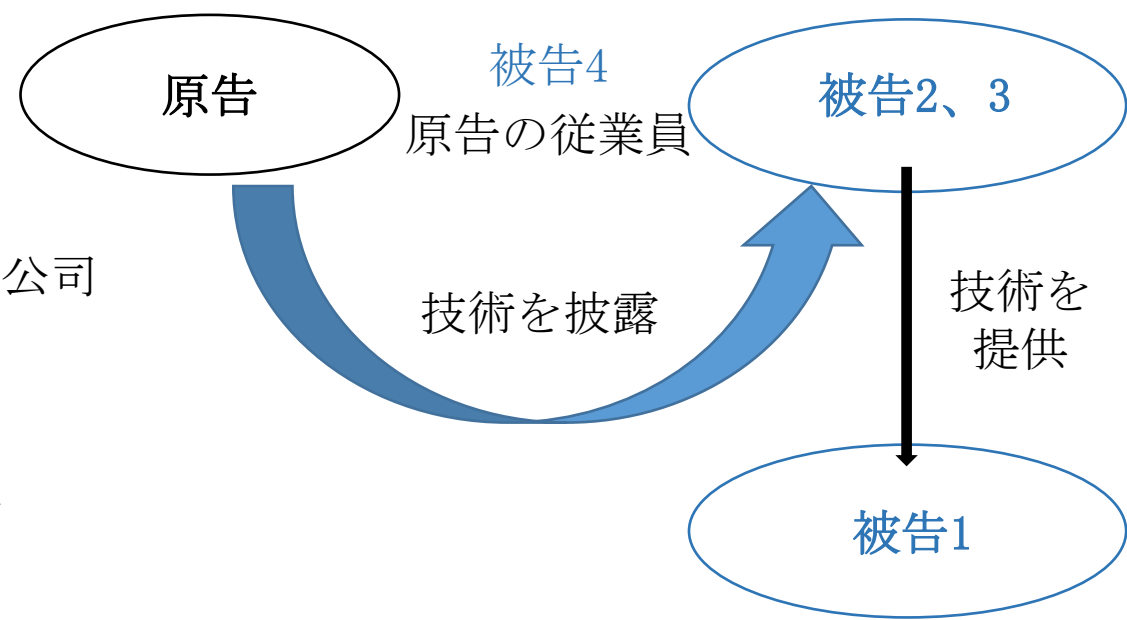
被告3：寧波安泰環境化工工程設計有限公司

被告4：尹明大

判決書文号：(2022)最高法知民終541号

裁判所：最高人民法院

事件経緯





天達共和律師事務所
East & Concord Partners



■ポイント2：相応な秘密保持措置とは何か？

事例 4

原告の主張：相応な秘密保持措置を講じている。

原告の証拠：① 被告4が原告と締結した労働契約と秘密保守協議

② 原告が秘密保守のために社内制度を構築したことを証明する資料

③ 原告が案外社と締結した契約（中には案件に関わる技術に関する秘密保持条項がある）

裁判所の認定：1. 原告は従業員と締結した契約には単独的な秘密保持条項があり、又は従業員と単独的な秘密保持協議を締結した。

2. 原告は案件に関わる技術を知り得る主体と密保持協議を締結した。

3. 上記の通り、原告は相応な秘密保持措置を取っていると認定した。



ポイント 2： 相応な秘密保持措置とは何か？

事例 5

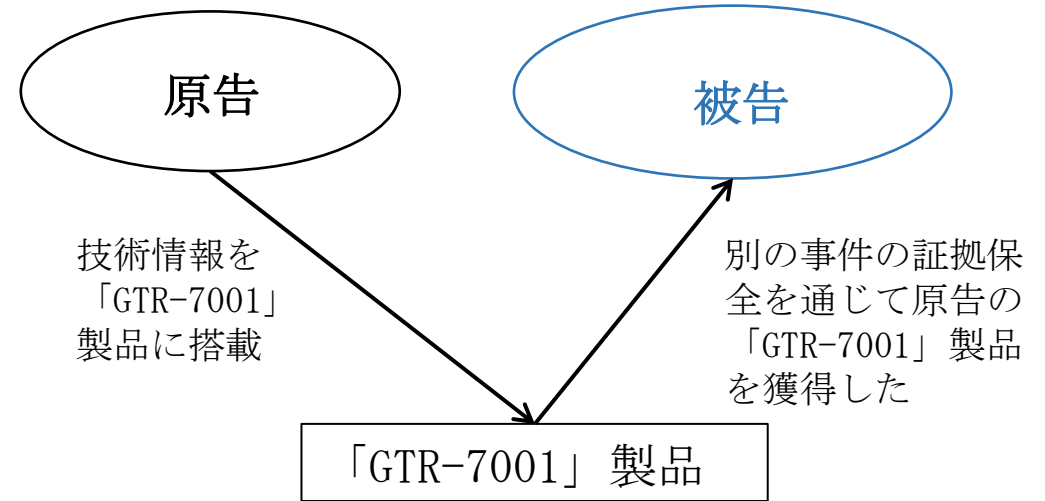
原告： 済南思克測試技術有限公司

被告： 済南蘭光機電技術有限公司

判決書文号： (2020) 最高法知民終538号

裁判所： 最高人民法院

事件経緯



当該製品は市場に流通されている。



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

中国における営業秘密保護について



営業秘密紛争の最新判例

EAST & CONCORD PARTNERS

【ポイント2：相応な秘密保持措置とは何か？】

事例5

原告の主張：相応な秘密保持措置を講じている。

原告の証拠：① 従業員と締結した「労働契約」、「秘密保持協議」、「公司秘密保守管理制度」等の社内秘密保守措置に関する資料
② 原告が案外者と締結した「設備売買契約」（中には秘密保持条項あり）
③ 「GTR-7001」製品に貼っている「DANGER！ 破れた場合、品質保証は無効である」というラベル

裁判所の認定：1. 原告の社内秘密保守措置は被告が不当な手段を使って「GTR-7001」製品を獲得したかどうかに関連性がない。
2. 「GTR-7001」製品は誰でも市場で獲得でき、「設備売買契約」は第三者を約束できない。かつ、ラベルの内容は秘密保守措置に該当しない。
3. 上記の通り、原告は相応な秘密保持措置を取っていないと認定した。



天達共和律師事務所
East & Concord Partners



■ポイント2：相応な秘密保持措置とは何か？

【コメント】

- 可識別性：秘密情報を特定し、秘密保持義務者に、当該情報が秘密情報であり、秘密情報として取り扱われるべきだと認識させること
- 有効性・適当性：他人が不正な手段を取らず、または、約定を違反しない限り、営業秘密を取得できないことを基準として、営業秘密の重要度に応じて、秘密保持措置を講じること



ポイント3：立証するためにどのように証拠を収集すべきか？

事例6

原告：河北華穗種業有限公司

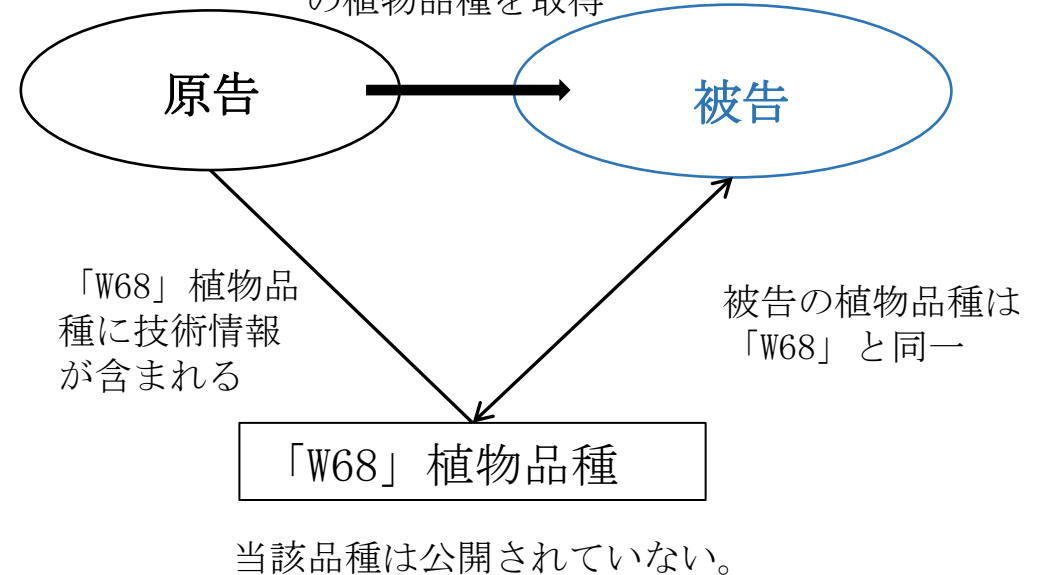
被告：武威市搏盛種業有限責任公司

判決書文号：(2022) 最高法知民終147号

裁判所：最高人民法院

事件経緯

証拠保全を通じて被告の植物品種を取得





天達共和律師事務所
East & Concord Partners

中国における営業秘密保護について



営業秘密紛争の最新判例

EAST & CONCORD PARTNERS

■ポイント3：立証するためにどのように証拠を収集すべきか？

事例6

原告の主張：搏盛種業公司是不当な手段を通じて「W68」植物品種を獲得し、当該行為は技術秘密侵害行為に該当し、相応な責任を負わなければならない。

原告が提出した証拠及び講じた措置：

1. 秘密保持措置を立証するために、社内の秘密保守制度、関係者と締結した秘密保守協議、案外者と締結した契約（守秘義務がある）を提出した。
2. 営業秘密が侵害されたことを立証するために、被告の植物品種は「W68」と同一であることを証明する鑑定書を提出した。

裁判所の認定：「W68」植物品種に含まれる技術秘密は公衆に知られていない、営業秘密に該当する。原告は初歩的な証拠を提示したが、被告は「W68」が営業秘密に属さないことを証明できない。なお、被告は合法的なルートで「W68」と同一する植物品種を獲得したことを説明できない。ゆえに、当該植物品種は被告が不当な手段で「W68」を取得して培養したものであると認定できる。



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

中国における営業秘密保護について



営業秘密紛争の最新判例

EAST & CONCORD PARTNERS

■ ポイント3：立証するためにどのように証拠を収集すべきか？

【コメント】

- 原則：実質的に同一 + 獲得するルート又は機会がある
- 手段：公証、鑑定、証拠保全



中国における営業秘密保護について



営業秘密保持体系の構築

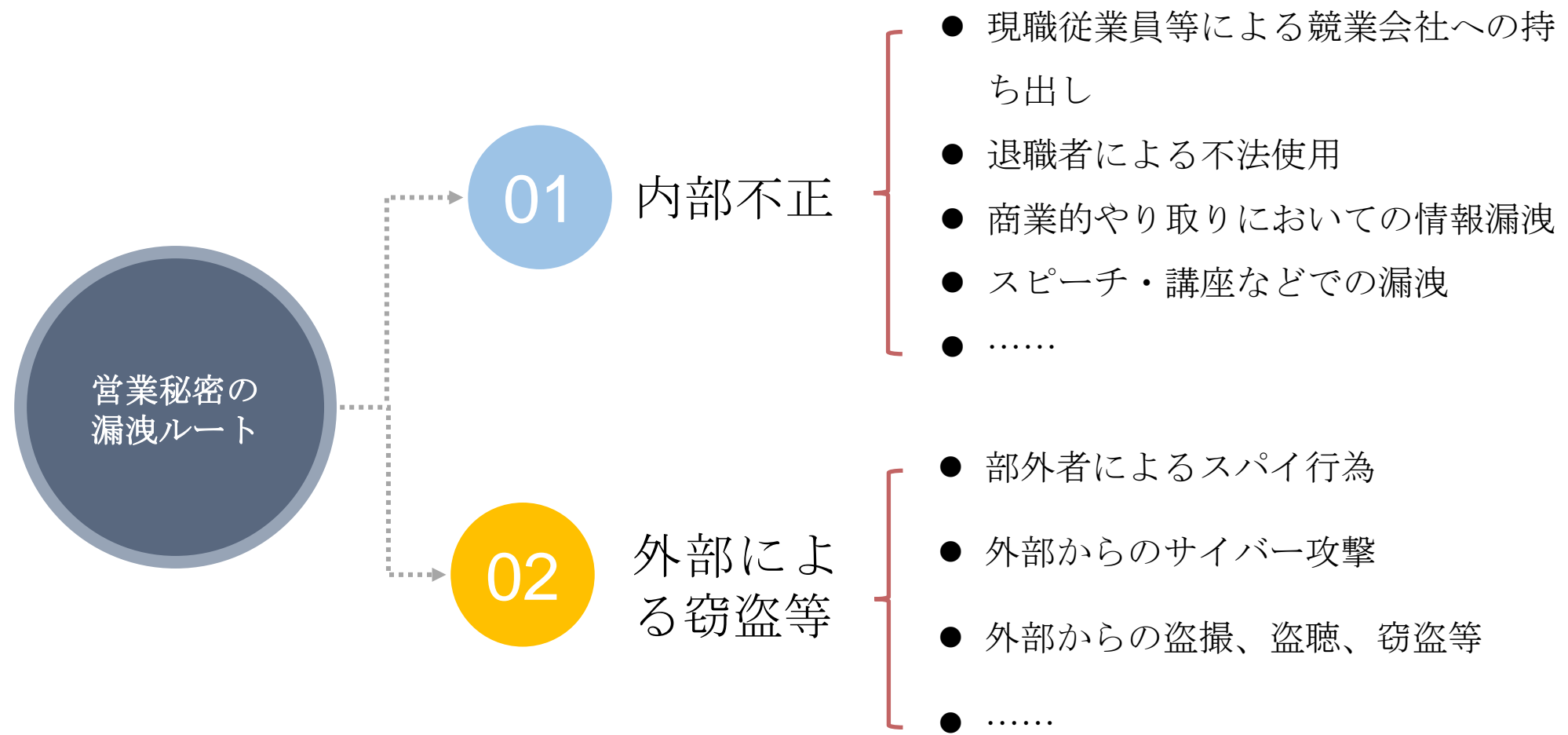
EAST & CONCORD PARTNERS



北京・上海・深セン・武漢・杭州・成都・南京・西安・広州
Beijing · Shanghai · Shenzhen · Wuhan · Hangzhou · Chengdu · Nanjing · Xian · Guangzhou



営業秘密の漏洩ルート





■ 営業秘密を保護するため講じるべき措置——企業の視点から

前提：自社の営業秘密は具体的に何か（秘密点）を明確にする。

さもなければ、管理・権利主張などが難しくなる。

A

自社にどのような
営業情報があるのか
を一つ一つ洗い出し、
把握する。

B

洗い出した情報がどの
ぐらい重要な情報なの
かを見極め、営業秘密
情報を決定する。

C

情報の重要度に応じて
秘密保持措置の選択・
決定をする。



■ 営業秘密を保護するため講じるべき措置——企業の視点から

(1) 社内管理体制

制度の
整備

従業員
管理

物理的
措置



■ 営業秘密を保護するため講じるべき措置——企業の視点から

(1) 社内管理体制

制度の 整備

- 営業秘密管理体制の構築
- 営業秘密管理指針の策定
- 営業秘密保護の関連文書の作成
- 営業秘密リストの作成
- ……



■ 営業秘密を保護するため講じるべき措置——企業の視点から

(1) 社内管理体制

従業員 管理

- 労働契約において秘密保守義務の記載
- 秘密保持の要請
- 現職従業員の教育
- 退職する際に、引き続き秘密保持義務の履行の要請
- ……



■ 営業秘密を保護するため講じるべき措置——企業の視点から

(1) 社内管理体制

物理的 措置

- 秘密に係るエリアの確定と訪問者制限、区分管理
- コンピューター設備等にパスワードの設定
- 紙資料などにおいて「秘密」の表示
- 外来者の管理（秘密エリアへの立ち入り禁止など）
- ……



■ 営業秘密を保護するため講じるべき措置——企業の視点から

(2) 社外管理体制

事前確認体制

各担当者が外部に資料提供する際の事前確認体制を構築する

秘密保持契約書の締結

提携先と秘密保持契約を締結し、契約書に秘密保持条項を明記する

資料返還・廃棄の徹底

連携が終わったら、資料の返還、廃棄を徹底する



営業秘密侵害の予防と対応

発生前

ライバル企業の製品（とりわけ類似品）を留意する。

業界内部人員（とりわけ連携者の従業員）の転職を留意する。

連携者に秘密保守に関わる人と競業避止の協議を締結するよう要求する。

連携が終わったら、相手に秘密情報と関連製品を廃棄/返還する義務があると約束する。

核心的な情報に対し技術的な秘密保守措置を講じ、相手によるクラッキングを防止する。

発生後

証拠の収集。公証購入をし、技術の鑑定と比較をする。

行政手段で苦情を申し立てる。

刑事手続きをする。

警告状
（弁護士レター）

民事訴訟



営業秘密侵害の予防と対応

侵害行為を立証するための証拠収集。

収集すべき証拠

- 営業秘密の具体的な内容（秘密点）
- 営業秘密を保護するため講じた秘密保持措置
- 営業秘密が侵害された（例えば、相手が自社の営業秘密を獲得でき、かつ相手が使う情報は自社の営業秘密と実質的に同一）
- 侵害行為により被った損失、または権利侵害者が獲得した利益

END.

ご清聴ありがとうございました



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

